

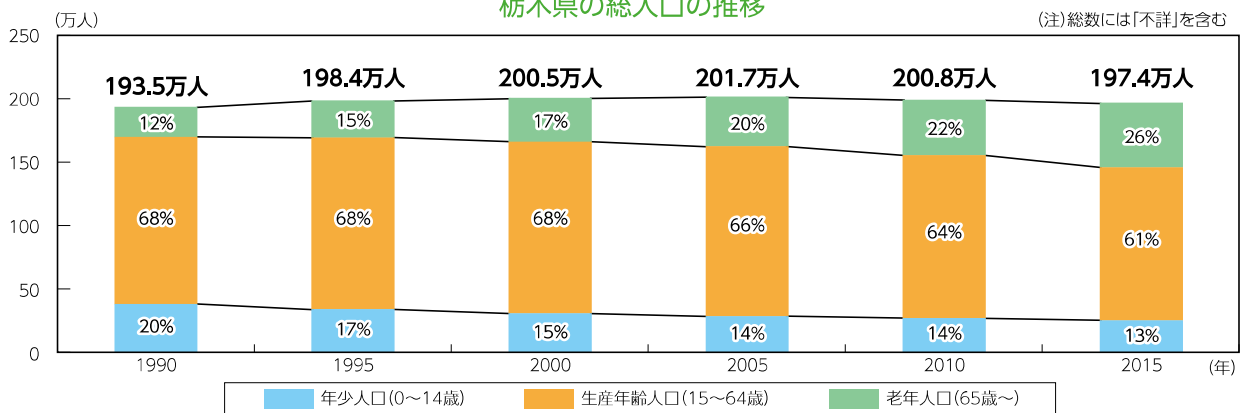
2 時代の潮流

(1)人口減少、高齢化の進行

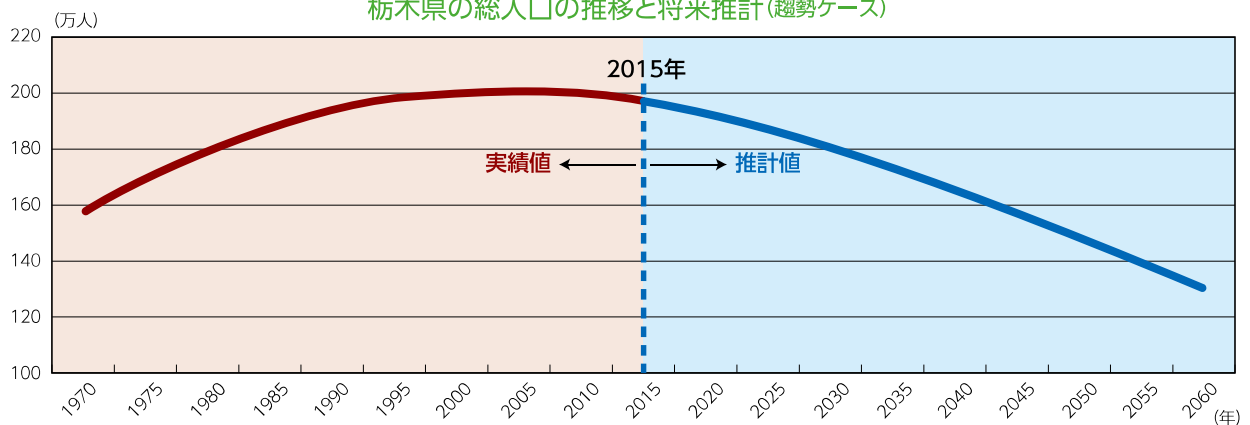
本県の総人口は、平成17年(2005)年には過去最高の201万6,631人に達しましたが、その後減少しています。今後も少子化や県外への転出超過の傾向が継続すると、人口減少は加速度的に進行していくことが予測されます。今後、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)が減り続ける一方、男女ともに人口構成のボリュームゾーンを形成している1940年代後半に生まれた「団塊の世代」や1970年代前半に生まれた「団塊ジュニア世代」の加齢に伴い、高齢化が急速に進行すると予測されます。

全国的にも人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の食市場の更なる縮小や中食・外食需要の増加など食に対するニーズが変化中、需要動向に即した生産構造への転換や競争力のある農産物づくり、輸出など戦略的な取組が求められています。

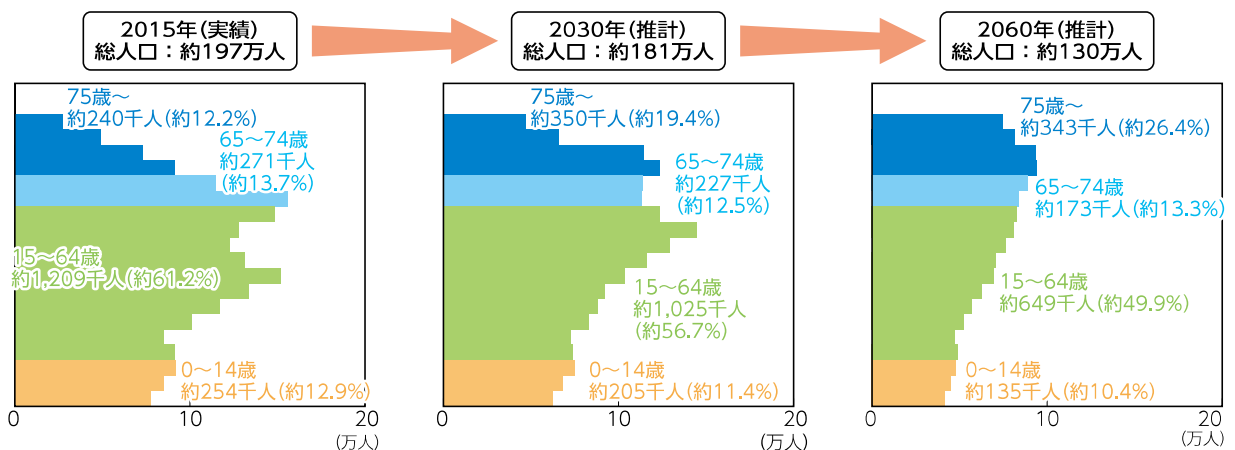
栃木県の総人口の推移



栃木県の総人口の推移と将来推計(趨勢ケース)



栃木県の5歳階級別人口の将来推計(趨勢ケース)



資料：総務省「国勢調査」
県総合政策部推計(2019年10月)

(2)経済のグローバル化の進展

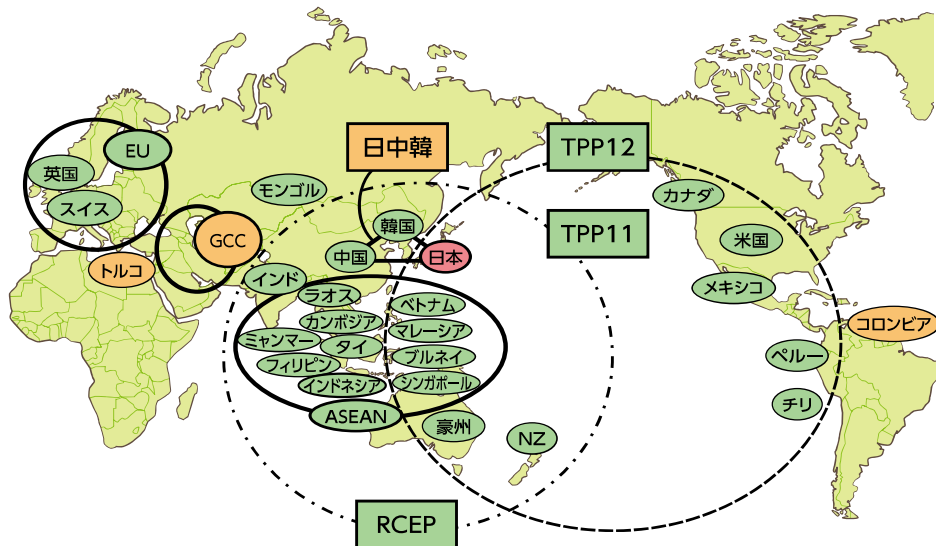
①国際貿易協定の動向

世界共通の貿易ルールづくり等が行われるWTOにおいて、これまで数次にわたる貿易交渉により関税の引下げなどが行われてきました。平成30(2018)年12月の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11)、平成31(2019)年2月の日EU経済連携協定(EPA)、令和2(2020)年1月の日米貿易協定がそれぞれ発効、同年11月には地域的な包括的経済連携(RCEP)協定への署名など経済のグローバル化が一層進展しています。

このため、国の対策も踏まえ、県内農業への影響緩和に万全を期すとともに、競争力を強化する生産構造への転換や県産農産物の知名度向上を図り、高い品質を誇る県産農産物の国内外での販路拡大を推進していく必要があります。

我が国におけるEPA/FTAの状況

- : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域
- : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



※GCC：湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)
※米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

資料：外務省「我が国の経済連携協定等の取組」

②世界的な食料需要の増大

世界の食料需給は、人口の増加や開発途上国の経済発展による所得向上に伴う畜産物等の需要増加に加え、異常気象による自然災害の頻発、水資源の制約による生産量の減少等、様々な要因によってひっ迫する可能性があります。このような世界の食料需給等を踏まえて国の食料・農業・農村基本計画では、「我が国の食料の安定供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本として、輸入と備蓄とを適切に組み合わせることにより確保する必要があります。」としています。

③外国人材の増加

本県の農業・林業で就労する外国人数は、令和元(2019)年には1,029人となっており、平成26(2014)年の422人と比較して、約2.4倍に増加しています。

平成31(2019)年4月に施行された改正入管法など、外国人材の受入拡大に向けた取組が進められていく中で、外国人が地域の中で共生できる社会の実現に向けた受入環境の整備が求められています。

(3) 災害や家畜疾病、気候変動等の農業への影響

地球温暖化の影響から、時間降水量50mm以上の「非常に激しい雨」の発生回数は近年増加しており、台風や豪雨などによる水害や土砂災害が頻発しています。

最近では平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風などにより農作物や農業施設、農地、農業水利施設に大きな被害が発生しました。

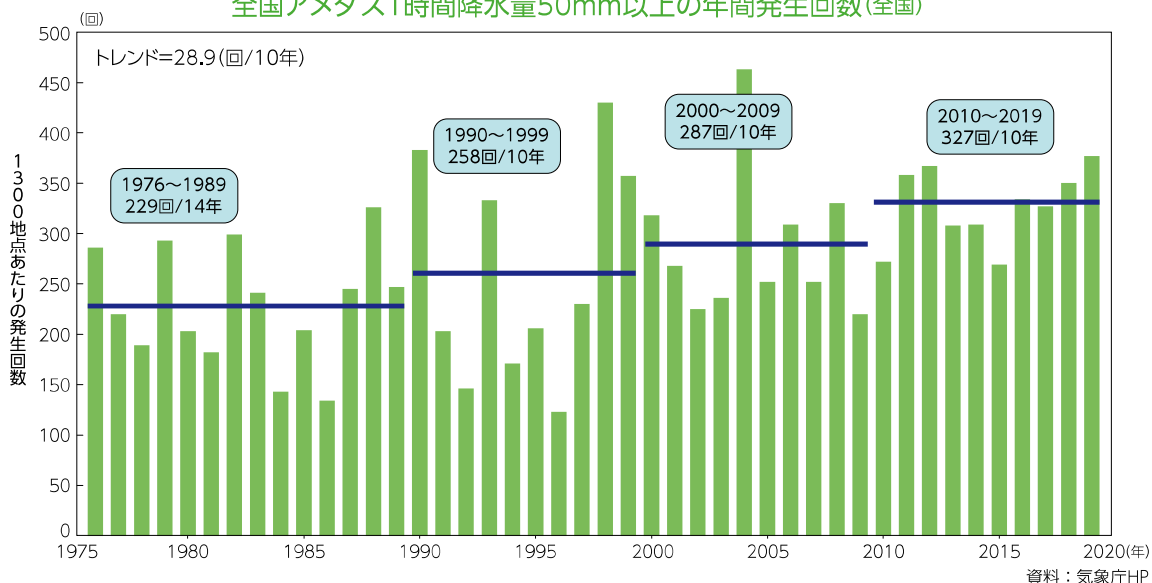
このような中、様々な分野に及ぶ気候変動の影響に対し、国・地方自治体・事業者・国民など関係者が一丸となって適応策を強力に推進することを目的として、平成30(2018)年12月に「気候変動適応法」が施行されました。

今後も気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や、切迫する大規模地震など、自然災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、防災・減災対策、国土強靱化は一層重要性を増しており、インフラの老朽化等を踏まえ、中長期的な視点に立ったハード・ソフト両面の対策や地域防災力の強化に向けた取組が求められています。

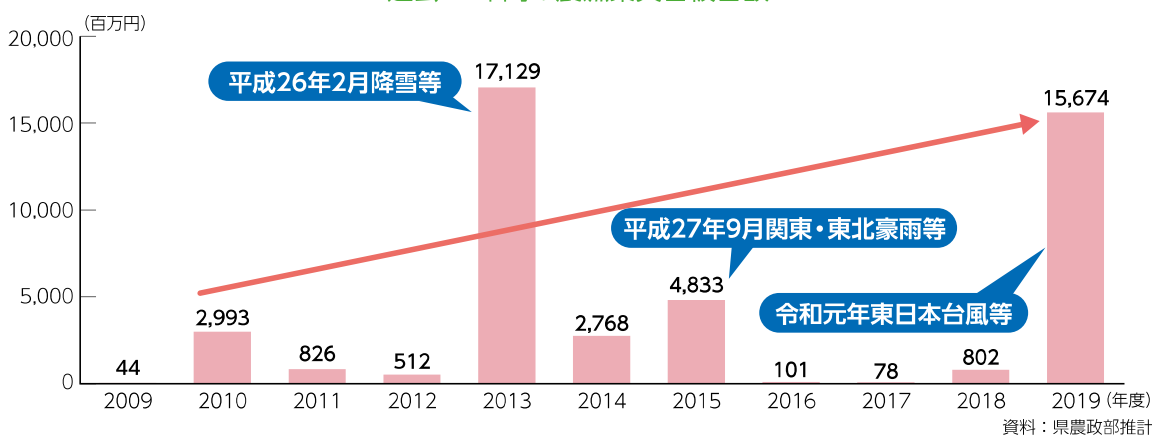
また、国内への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱(ASF)や関東地方でも発生している豚熱(CSF)などの家畜疾病、病害虫についても、生産現場に甚大な被害を及ぼすことから、これらの侵入、まん延防止に取り組んでいく必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化により、農産物需要の減少や労働力不足等の課題に直面しており、需要の喚起や生産の安定化に向けた対策を講じていく必要があります。

全国アメダス1時間降水量50mm以上の年間発生回数(全国)



過去10年間の農漁業災害被害額

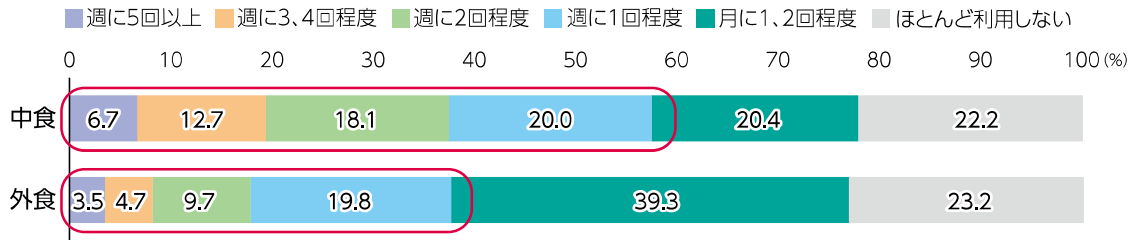


(4)食料の消費構造の変化

人口減少、少子高齢化等により国内市場が量的に縮小傾向で推移する一方で、消費者ニーズは多様化しています。家族構成や食に対するニーズの変化等に伴い、食の外部化が一層進展し、加工食品や総菜といった中食などへの需要が高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症による影響などから、一部の食料品で流通が滞ったことにより、地産地消の必要性が改めて認識されています。

中食・外食の利用頻度



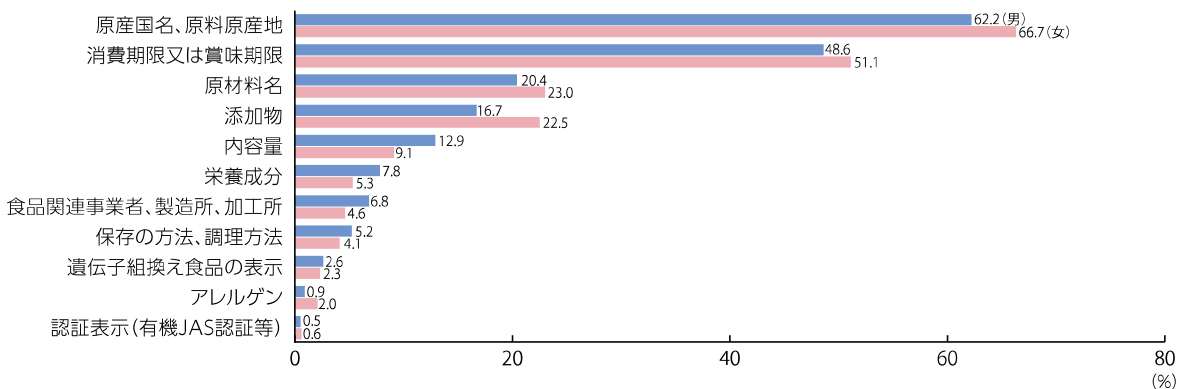
資料：「H30.9.13 消費者意向調査(中食と外食)」(日本政策金融公庫 農林水産事業本部)

(5)食の消費・安全志向の意識

食品表示は、消費者が食品を選択する際に役立つ重要な情報の一つであり、その適正化を図ることは食品に対する消費者の信頼を確保する上で極めて重要です。株式会社日本政策金融公庫が消費者を対象に行ったアンケート調査によると、加工食品の表示で重視する項目は「原産国名、原料原産地」が6割以上、次いで「消費期限又は賞味期限」が5割となっており、消費者が食料品を購入する際に、原産国、原料原産地がどこかを気にしていることが窺えます。

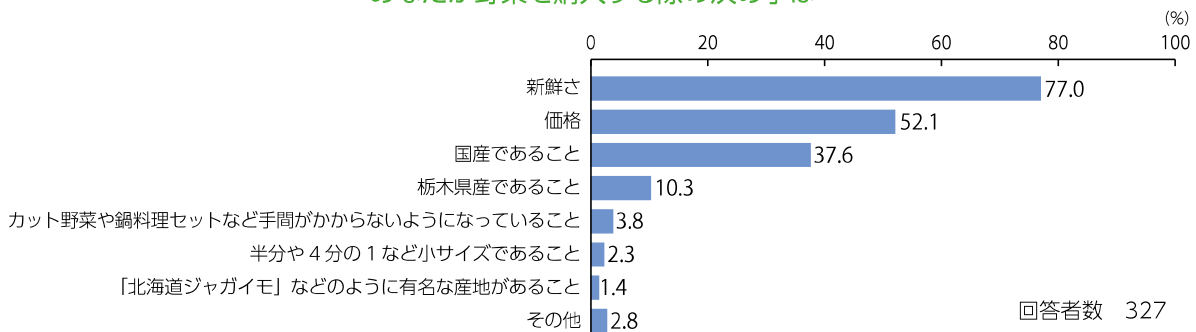
また、野菜の購入に関する栃木県内でのアンケート結果によると、野菜を購入する際の決め手についての問いに対して、「新鮮さ」、「価格」、「国産であること」が上位を占めており、ニーズに対応した農産物の生産・供給への取組が求められています。

加工食品の表示で重視する項目



資料：「H30.9.20消費者意向調査(食品表示)」(日本政策金融公庫 農林水産事業本部)

あなたが野菜を購入する際の決め手は

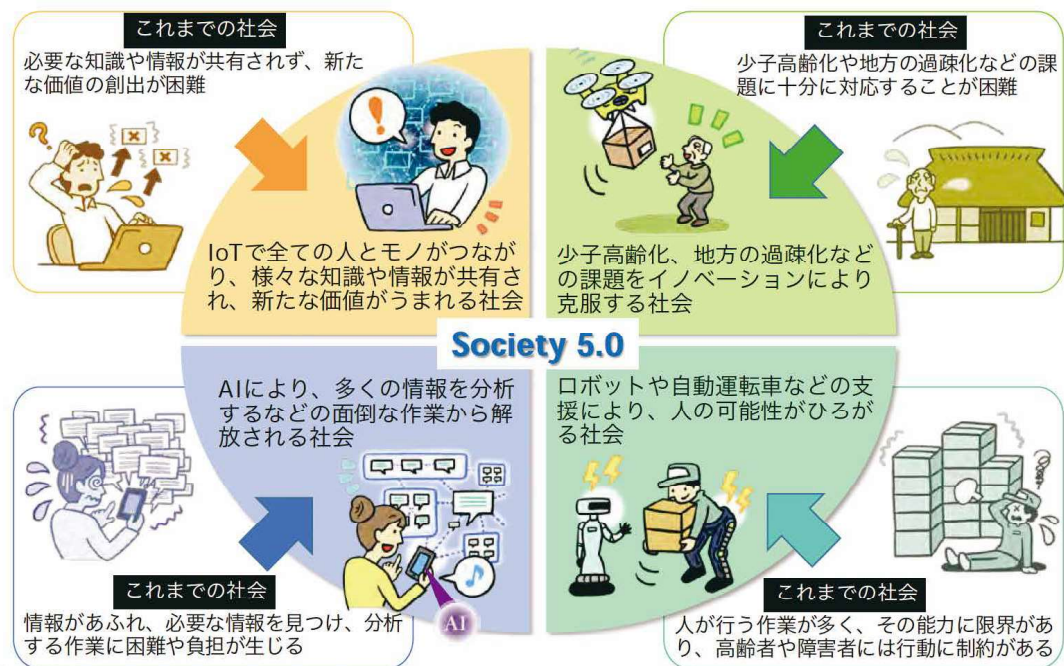


資料：2018年度とちぎネットアンケート(複数回答)

(6) Society 5.0の実現に向けた先端技術の活用

経済発展が進む中、解決すべき社会的課題は複雑化してきており、温室効果ガス(GHG)排出量の削減、食料の増産や食品ロスの削減、高齢化などに伴う社会コストの抑制、持続可能な産業化の推進、富の再配分や地域間の格差是正といった対策が必要になってきています。

こうした中、IoT、ロボット、人工知能(AI)などの新しい技術の開発が進んできており、農業分野においても、これら先端技術を積極的に取り入れ、農業経営の発展と社会的課題の解決を両立していくことが期待されています。



資料：内閣府作成

(7) SDGsの達成に向けた取組

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、先進国、開発途上国を問わず、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を総合的取組として推進するとしています。

我が国では、「SDGs実施指針」を策定し、その達成に向けて、健康・長寿や地域活性化、循環型社会など8つの優先事項に取り組むこととしており、環境と経済・社会問題の統合的解決、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念である「地域循環共生圏」の考え方が、日本発の脱炭素化・SDGsの実現に向けて重要となっています。自然環境を基盤に食料の生産を行っている農業は、生産力の向上や環境保全対策の取組などにより、SDGsの目標達成に積極的に貢献していく必要があります。

国が掲げるSDGsの8つの優先課題

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 1 あらゆる人々の活躍の推進 | 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 |
| 2 健康・長寿の達成 | 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 |
| 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション | 7 平和と安全・安心社会の実現 |
| 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備 | 8 SDGs実施推進の体制と手段 |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(8)国の施策の動向

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持することを目指す「まち・ひと・しごと創生法」に基づく第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和元(2019)年12月に策定し、地域における多様な人材の確保や就業機会の創出などに関する施策を総合的に展開しています。

また、農業政策に関しては、令和元(2019)年12月に新たに生産基盤の強化を目的とする政策パッケージとして「農業生産基盤強化プログラム」を策定し、輸出拡大を目指した和牛生産や水田農業における高収益作物産地の育成等の取組を重点的に推進することで、強い農業・農村を構築し、農業者の所得向上を実現するとしています。

さらに、令和2(2020)年3月には、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を両輪として進め、生活に不可欠な食を安定的に供給していく施策を講じていくことが示されました。

本県農業の発展を図るためには、こうした国の施策や制度を有効に活用しながら、本県ならではの強みを生かしていく必要があります。